

利用料金表

ユニット型特別養護老人ホーム ステイン八女の里
事業者番号 4072301304
令和08年08月01日より

●ユニット型特養

個室(1人部屋)

第1段階

単位:円

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		夜勤職員 配置	個別機能 訓練Ⅰ	個別機能訓 練Ⅱ(月額)	褥瘡マネジ メントⅡ(月額)	ADL維持 等(月額)	自立支援 促進(月額)	科学的介護 推進(月額)	協力医療機関 連携体制 (月 額)	高齢者施設等感染対策向上		生産性向上推進 体制Ⅱ(月額)	小 計 (31日分)	食 費	居住費	月 額 (31日分)
			Ⅰ	Ⅱ									Ⅰ(月額)	Ⅱ(月額)					
要介護1	670	46	6	13	27	12	20	13	30	280	50	50	10	5	10	28,767	300	880	65,347
要介護2	740	46	6	13	27	12	20	13	30	280	50	50	10	5	10	31,319	300	880	67,899
要介護3	815	46	6	13	27	12	20	13	30	280	50	50	10	5	10	34,053	300	880	70,633
要介護4	886	46	6	13	27	12	20	13	30	280	50	50	10	5	10	36,642	300	880	73,222
要介護5	955	46	6	13	27	12	20	13	30	280	50	50	10	5	10	39,157	300	880	75,737

第2段階

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		夜勤職員 配置	個別機能 訓練Ⅰ	個別機能訓 練Ⅱ(月額)	褥瘡マネジ メントⅡ(月額)	ADL維持 等(月額)	自立支援 促進(月額)	科学的介護 推進(月額)	協力医療機関 連携体制 (月 額)	高齢者施設等感染対策向上		生産性向上推進 体制Ⅱ(月額)	小 計 (31日分)	食 費	居住費	月 額 (31日分)
			Ⅰ	Ⅱ									Ⅰ(月額)	Ⅱ(月額)					
要介護1	670	46	6	13	27	12	20	13	30	280	50	50	10	5	10	28,767	390	880	68,137
要介護2	740	46	6	13	27	12	20	13	30	280	50	50	10	5	10	31,319	390	880	70,689
要介護3	815	46	6	13	27	12	20	13	30	280	50	50	10	5	10	34,053	390	880	73,423
要介護4	886	46	6	13	27	12	20	13	30	280	50	50	10	5	10	36,642	390	880	76,012
要介護5	955	46	6	13	27	12	20	13	30	280	50	50	10	5	10	39,157	390	880	78,527

第3段階①

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		夜勤職員 配置	個別機能 訓練Ⅰ	個別機能訓 練Ⅱ(月額)	褥瘡マネジ メントⅡ(月額)	ADL維持 等(月額)	自立支援 促進(月額)	科学的介護 推進(月額)	協力医療機関 連携体制 (月 額)	高齢者施設等感染対策向上		生産性向上推進 体制Ⅱ(月額)	小 計 (31日分)	食 費	居住費	月 額 (31日分)
			Ⅰ	Ⅱ									Ⅰ(月額)	Ⅱ(月額)					
要介護1	670	46	6	13	27	12	20	13	30	280	50	50	10	5	10	28,767	680	1,370	92,317
要介護2	740	46	6	13	27	12	20	13	30	280	50	50	10	5	10	31,319	680	1,370	94,869
要介護3	815	46	6	13	27	12	20	13	30	280	50	50	10	5	10	34,053	680	1,370	97,603
要介護4	886	46	6	13	27	12	20	13	30	280	50	50	10	5	10	36,642	680	1,370	100,192
要介護5	955	46	6	13	27	12	20	13	30	280	50	50	10	5	10	39,157	680	1,370	102,707

第3段階②

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		夜勤職員 配置	個別機能 訓練Ⅰ	個別機能訓 練Ⅱ(月額)	褥瘡マネジ メントⅡ(月額)	ADL維持 等(月額)	自立支援 促進(月額)	科学的介護 推進(月額)	協力医療機関 連携体制 (月 額)	高齢者施設等感染対策向上		生産性向上推進 体制Ⅱ(月額)	小 計 (31日分)	食 費	居住費	月 額 (31日分)
			Ⅰ	Ⅱ									Ⅰ(月額)	Ⅱ(月額)					
要介護1	670	46	6	13	27	12	20	13	30	280	50	50	10	5	10	28,767	1,420	1,470	118,357
要介護2	740	46	6	13	27	12	20	13	30	280	50	50	10	5	10	31,319	1,420	1,470	120,909
要介護3	815	46	6	13	27	12	20	13	30	280	50	50	10	5	10	34,053	1,420	1,470	123,643
要介護4	886	46	6	13	27	12	20	13	30	280	50	50	10	5	10	36,642	1,420	1,470	126,232
要介護5	955	46	6	13	27	12	20	13	30	280	50	50	10	5	10	39,157	1,420	1,470	128,747

※小計(31日分)にはサービス利用料(食費・居住費は含まない)に対して介護職員等処遇改善加算Ⅰとしての17.6%の料金加算分が含まれております。

利用料金表

●ユニット型特養

第4段階 介護負担割合1割

単位:円

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		夜勤職員 配置	個別機能 訓練Ⅰ	個別機能訓 練Ⅱ(月額)	褥瘡マネジメ ントⅡ(月額)	ADL維持 等(月額)	自立支援 促進(月額)	科学的介護 推進(月額)	協力医療機関 連携体制 (月 額)	高齢者施設等感染対策向上		生産性向上推進 体制Ⅱ(月額)	小 計 (31日分)	食 費	居住費	月 額 (31日分)
			Ⅰ	Ⅱ									Ⅰ(月額)	Ⅱ(月額)					
要介護1	670	46	6	13	27	12	20	13	30	280	50	50	10	5	10	28,767	1,545	2,066	140,708
要介護2	740	46	6	13	27	12	20	13	30	280	50	50	10	5	10	31,319	1,545	2,066	143,260
要介護3	815	46	6	13	27	12	20	13	30	280	50	50	10	5	10	34,053	1,545	2,066	145,994
要介護4	886	46	6	13	27	12	20	13	30	280	50	50	10	5	10	36,642	1,545	2,066	148,583
要介護5	955	46	6	13	27	12	20	13	30	280	50	50	10	5	10	39,157	1,545	2,066	151,098

第4段階 介護負担割合2割

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		夜勤職員 配置	個別機能 訓練Ⅰ	個別機能訓 練Ⅱ(月額)	褥瘡マネジメ ントⅡ(月額)	ADL維持 等(月額)	自立支援 促進(月額)	科学的介護 推進(月額)	協力医療機関 連携体制 (月 額)	高齢者施設等感染対策向上		生産性向上推進 体制Ⅱ(月額)	小 計 (31日分)	食 費	居住費	月 額 (31日分)
			Ⅰ	Ⅱ									Ⅰ(月額)	Ⅱ(月額)					
要介護1	1340	92	12	26	54	24	40	26	60	560	100	100	20	10	20	57,535	1,545	2,066	169,476
要介護2	1480	92	12	26	54	24	40	26	60	560	100	100	20	10	20	62,638	1,545	2,066	174,579
要介護3	1630	92	12	26	54	24	40	26	60	560	100	100	20	10	20	68,107	1,545	2,066	180,048
要介護4	1772	92	12	26	54	24	40	26	60	560	100	100	20	10	20	73,284	1,545	2,066	185,225
要介護5	1910	92	12	26	54	24	40	26	60	560	100	100	20	10	20	78,315	1,545	2,066	190,256

第4段階 介護負担割合3割

	基本	日常生活 継続支援	看護体制		夜勤職員 配置	個別機能 訓練Ⅰ	個別機能訓 練Ⅱ(月額)	褥瘡マネジメ ントⅡ(月額)	ADL維持 等(月額)	自立支援 促進(月額)	科学的介護 推進(月額)	協力医療機関 連携体制 (月 額)	高齢者施設等感染対策向上		生産性向上推進 体制Ⅱ(月額)	小 計 (31日分)	食 費	居住費	月 額 (31日分)
			Ⅰ	Ⅱ									Ⅰ(月額)	Ⅱ(月額)					
要介護1	2010	138	18	39	81	36	60	39	90	840	150	150	30	15	30	86,302	1,545	2,066	198,243
要介護2	2220	138	18	39	81	36	60	39	90	840	150	150	30	15	30	93,958	1,545	2,066	205,899
要介護3	2445	138	18	39	81	36	60	39	90	840	150	150	30	15	30	102,160	1,545	2,066	214,101
要介護4	2658	138	18	39	81	36	60	39	90	840	150	150	30	15	30	109,925	1,545	2,066	221,866
要介護5	2865	138	18	39	81	36	60	39	90	840	150	150	30	15	30	117,472	1,545	2,066	229,413

利用者負担限度階	本人の所得内容 負担限度額の認定を受けるためには、次の要件を全て満たす必要があります。
第1段階	生活保護受給者・世帯(世帯を分離している配偶者を含む。以下同じ。)全員が市町村民税非課税である老齢福祉年金受給者
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税であって、本人の年金収入+その他の合計所得金額が <u>80.9万円以下</u> 預貯金等が単身の場合は <u>650万円以下</u> 、配偶者(夫または妻)がいる場合は <u>1,650万円以下</u>
第3段階①	世帯全員が市町村民税非課税であって、本人の年金収入+その他の合計所得金額が <u>80.9万円超120万円以下</u> 預貯金等が単身の場合は <u>550万円以下</u> 、配偶者(夫または妻)がいる場合は <u>1,550万円以下</u>
第3段階②	世帯全員が市町村民税非課税であって、本人の年金収入+その他の合計所得金額が <u>120万円超</u> 預貯金等が単身の場合は <u>500万円以下</u> 、配偶者(夫または妻)がいる場合は <u>1,500万円以下</u>
第4段階	同じ世帯内に住民税課税者がいる、又は本人が住民税課税の方